

各 位



会 社 名 株式会社アイレックス 代表者名 代表取締役社長 髙橋 譲治 (コード番号 6944 JASDAQ) 問合せ先 取締役管理本部長 千葉 繁樹 (電話 03-3419-5111)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月21日開催予定の第76回定時株主総会ならびに種類株 主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ いたします。

記

- 1. 事業目的の変更について
  - (1)変更の要旨

事業目的につき、当社の現在並びに将来を見据えた事業内容に適った修正並びに削除を行う ことといたします。

(2)変更の内容 変更の内容は次のとおりです。

	(下線は変更箇所を示しております。)
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(中略)	(中略)
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目的 とする。	第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目的 とする。
1. 次の製品の <u>設計、製造、加工、売買</u> および輸 出入業務	1. 次の製品の <u>開発、設計、製造、販売、設置、</u> 保守運用および輸出入業務
(1) プリント配線板およびプリント回路板	(削除)
<u>(2)通信装置、情報処理装置、電子応用装置、</u> ソフトウェア	<u>(1)情報通信システム、</u> ソフトウェア
	(2) 電子デバイス
(4) 機工部品、表面処理および表章	(3) 防災関連
(5) 前各号に附帯する製造装置 <u>および関連製品</u>	<u>(4)</u> 前各号に附帯する製造装置 <u>全般</u>
<ol> <li>コンピューター等による情報処理 サービス業</li> </ol>	2. (現行通り)
3. 前各項に関する技術の売買、情報の提供およ	3. (現行通り)

現行定款	変更案
びコンサルタント業 (新設) (新設)	4. 電気通信工事及び電気工事の請負他 5. システムテスト、機器評価、総合評価、検査 及び品質保証
4. 倉庫業         5. 労働者派遣事業         6. 不動産業         7. 金融業         8. 前各項に附帯関連する一切の事業	及び町員体証 6. 労働者派遣事業 7. 倉庫業 8. 不動産業 9. 金融業 10. 前各項に附帯関連する一切の事業

### 2. 株式の単位の変更について

(1)変更の要旨

東京証券取引所をはじめ全国証券取引所が推奨する「投資家の利便性の向上の為の売買単位の集約化」を受け、当社でも単元株式数の変更と株式の併合を本年10月に実施いたします。 これに伴い、定款に記載されている株式単位並びに取引額の単位が変更となること、また実態を伴わない条項の削除を行うものといたします。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

# 現行定款 第2章 株 式

(発行可能株式総数および各種の株式の数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、181,669,000株とし、そのうち普通株式は165,669,000株とする。

#### (議決権制限株式A種株式)

- 第7条 当会社は、株主総会において、議決権を行使できない種類株式A種株式(以下「A種優先株式」という。)を発行することができる。
- 2. 当会社が、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき年2円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当を行う。ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

# 変更案

第2章 株式

(発行可能株式総数および各種の株式の数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、18,166,9 00株とし、そのうち普通株式は 16,566,900株、種類株式は1,600,00

### (議決権制限株式A種株式)

0株とする。

- 第7条 当会社は、株主総会において、議決権を行使できない種類株式A種株式(以下「A種優先株式」という。)を発行することができる。
- 2. 当会社が、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき年20円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当を行う。ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### 現行定款

- 3. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
- 4. 当会社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき100円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記の他残余財産の分配は行わない。
- 5. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は、法令 に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式につい て、株主総会で議決権を有しない。
- 6. 当会社は法令に定める場合を除き、A種優先株式について、株式の分割は行わない。
- 7. 当会社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権 または新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々 の場合に応じて、普通株主には普通株主の、優先株主に は優先株主の、新株の引受権、新株予約権の引受権また は新株予約権付社債の引受権を同時に同一割合で与え る。

(発行するA種優先株式の内容)

- 第8条 当会社の発行するA種優先株式の内容は次の通りとする。
- (1) 取得条項

当会社は、平成21年3月1日以降、いつでもA種優先株式の全部または一部を次に定める金銭と引換えに取得することができる。

取得と引換えに株主に交付する財産の内容 株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、 当該A種優先株式1株につき交付する金銭の額は発行 価額に1.05を乗じた価額とする。

(2) 金銭を対価とする取得請求

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は、直近事業年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」から、2億円を控除した額を上限として、A種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。

①取得と引換えに株主に交付する財産の内容 取得の請求があったA種優先株式を取得するのと引換 えに交付する財産は金銭とし、A種優先株式1株につき 金100円を交付する。ただし、分配可能額は直近事業 年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、 当該分配額を分配可能額から控除した金額とする。

(中略)

#### 変更案

- 3. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して は、優先配当金を超えて配当は行わない。
- 4. 当会社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記の他残余財産の分配は行わない。
- 5. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は、法令 に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式につい て、株主総会で議決権を有しない。

(削除)

6. 当会社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権 または新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々 の場合に応じて、普通株主には普通株主の、優先株主に は優先株主の、新株の引受権、新株予約権の引受権また は新株予約権付社債の引受権を同時に同一割合で与え る。

(発行するA種優先株式の内容)

- 第8条 当会社の発行するA種優先株式の内容は次の通りとする。
- (1) 取得条項

当会社は、平成21年3月1日以降、いつでもA種優先株式の全部または一部を次に定める金銭と引換えに取得することができる。

取得と引換えに株主に交付する財産の内容 株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、 当該A種優先株式1株につき交付する金銭の額は1株 の発行価額に1.05を乗じた価額とする。

(2) 金銭を対価とする取得請求

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は、直近事業年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」から、2億円を控除した額を上限として、A種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。

①取得と引換えに株主に交付する財産の内容 取得の請求があったA種優先株式を取得するのと引換 えに交付する財産は金銭とし、A種優先株式1株につき 金1,000円を交付する。ただし、分配可能額は直近 事業年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場 合は、当該分配額を分配可能額から控除した金額とす る。

(中略)

現行定款	変更案
附則	附則
(社外監査役の責任免除に関する経過措置) 第73回定時株主総会において決議された定款一 部変更の効力発生時以前の社外監査役(社外監査 役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に ついては、なお従前の例による。	(削除)
(新設)	第1条 本定款第6条乃至第8条の変更は、平成30年 10月1日を効力発生日とする株式併合の効力が発生 することを条件として、同日を効力発生日とし、同日より施行する。 2. 本附則は、この定款変更の効力が発生した後に削除 する。

# 3. 日程

(1) 取締役会決議

(2) 定時株主総会ならびに種類株主総会決議

(3) 定款変更の効力発生日

①定款第2条について

②定款第6条乃至第8条について

平成30年5月25日

平成30年6月21日

平成30年6月21日

平成30年10月1日

以上